

公開用

No. _____

プラント電気設備工事積算基準

札幌市水道局

履 歴

プラント電気設備工事積算基準

令和 4年 8月 1日 策定
令和 5年 10月 1日 改訂

《 目 次 》

プラント電気設備工事積算基準

1. 目的	1
2. 適用範囲	1
3. 積算基準	1
4. その他適用外の工事	1

プラント電気設備工事積算基準

1. 目的

この積算基準は、札幌市水道局における浄水・配水施設等に係わるプラント電気設備工事の工事費の算定について必要な事項を定めることにより、請負工事の予定価格の算定を適正にすることを目的とする。

2. 適用範囲

この積算基準は、原則、浄水・配水施設等の国庫補助事業及び新設工事におけるプラント電気設備（受変電設備、運転操作設備、特殊電源設備、監視制御設備、情報処理設備、計装設備等）工事に適用する。

なお、この積算基準の諸数値は平均的又は標準的なものであり、規模、諸条件、仕様等を勘案して適用する。

3. 積算基準

浄水・配水施設のプラント電気設備については、「下水道用設計積算要領—ポンプ場・処理場施設（機械・電気設備）編—2016（公益社団法人日本下水道協会）」によるものとし、各費目の積算基準の運用に関する経費・歩掛等は「下水道用設計標準歩掛表 令和5年度—第2巻 ポンプ場・処理場—（公益社団法人日本下水道協会）」を適用するものとする。

4. その他適用外の工事

この基準により積算することが不相当又は困難であると認められる工事については、適用した積算基準について、入札情報内または設計図書にて明記する。